

付 議 第 5 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成 20 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則第 2 条第 3 号（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第5項及び第6項」を「第25条第5項及び第6項」に改める。

第4条第1項及び第5条第1項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第6条第1項中「第25条の2第4項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料 1

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
議案説明

1 改正の目的及び内容

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日



参
考
文
件

新
旧
対
照
表

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)以下「教特法」という。)第25条第5項及び第6項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手続並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第47条の2第2項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に必要な事項その他の児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切である等の理由によりその改善を図るために指導を要する教職員の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(指導を要する教職員の認定等)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教職員について、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聽いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

2~4 略

(改善研修)

第5条 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行つたときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修(教特法第25条第1項に規定する指導改善研修及び地教行法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2~4 略

(改善研修)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教職員について、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聽いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条の2第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

新
旧
対
照
表

旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)以下「教特法」という。)第25条の2第5項及び第6項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手続並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第47条の2第2項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に必要な事項その他の児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切である等の理由によりその改善を図るために指導を要する教職員の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(指導を要する教職員の認定等)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教職員について、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聽いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条の2第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

2~4 略

(改善研修)

第5条 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行つたときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修(教特法第25条第1項に規定する指導改善研修及び地教行法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2~8 略

(改善の程度の認定等)

第 6 条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第 12 条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定(教特法第 25 条第 4 項の認定を含む。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、前条第 5 項の規定により改善研修を中断した場合において、県教育委員会が適当であると認めるとときは、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定を行うことができる。

2~6 略

2~8 略

(改善の程度の認定等)

第 6 条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第 12 条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定(教特法第 25 条の 2 第 4 項の認定を含む。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、前条第 5 項の規定により改善研修を中断した場合において、県教育委員会が適当であると認めるとときは、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定を行うことができる。

2~6 略

教育公務員条例法の改正（研修に関する部分の抜粋）

目次	改正案	現行
第四章 研修（第二十一—第二十五条の二）	第四章 研修（第二十一条—第二十五条の三）	第四章 研修（第二十一条—第二十五条の三）
(研修)	(研修)	(研修)
<p>第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。</p> <p>2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。</p>	<p>第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。</p> <p>2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。</p>	<p>第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。</p> <p>2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。</p>

(新設)

(新設)

(新設)

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るために際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、速滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

(新設)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(教員研修計画)

(新設)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十二条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下の項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二 任命権者実施研修の体系に関する事項

三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四 研修を奨励するための方途に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関する必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)
(新設)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任指定する者を除く。）に對して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任

<p>に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。) の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に関する実践的な事項に関する実施しなければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p><u>(中堅教諭等資質向上研修)</u></p> <p>第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に關し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中堅的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関する必要な事項は、政令で定める。</p> <p><u>(研修計画の体系的な樹立)</u></p> <p>第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体的な研修の一環をなすものと</p>
--	----------------	--

			して樹立されなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼稚（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2～7（略）

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条及び第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼稚（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2～7（略）

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、適用しない。

この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

